

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成19年 3 月12日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 遠 藤 敏 郎

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県内の最低賃金は、毎年 8 月に「福島地方最低賃金審議会」において決定され、10月 1 日から適用されている。

現在の福島県最低賃金は時間額で618円であり、全国順位で31位と低位にある。このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちやパート労働者の生活改善は望めない。

また、一般労働者の賃金は 4 月に引き上げられるのに対して、最低賃金の発効日は 10月 1 日と半年遅れとなっている。

よって、住民の生活改善を期するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- 2 一般労働者の賃金引き上げが 4 月であることから、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月14日

郡山市議会